

令和4年6月会議

川崎町議会定例会会議録

令和4年6月8日（第2号）

○出席議員（13名）

1番	佐藤清隆君	2番	遠藤雅信君
3番	佐藤昭光君	4番	高橋義則君
5番	沼田長一君	6番	大沼大名君
7番	神崎安弘君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	遠藤美津子君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	渡邊輝昭君	農林課長	大友聡君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	佐藤健君
生涯学習課長	小原邦明君	代表監査委員	大松敏二君

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤文典君	書記	佐藤由弥歌君
書記	佐藤明尚君		

○議事日程

令和4年川崎町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

令和4年6月8日（水曜日）午前10時開議

日程第1． 会議録署名議員の指名

日程第2． 追跡質問

日程第3． 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 大 沼 大 名 君

7番 神 崎 安 弘 君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

日程第2 追跡質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、追跡質問を行います。

追跡質問のある方は挙手願います。

【質問者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質問なしと認めます。これで追跡質問を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第3、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第1号、7番神崎安弘君。

【7番 神崎安弘君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、学校再編の考えについて質問願います。

○7番（神崎安弘君） 7番神崎安弘です。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

学校再編の考えについて。

平成28年3月会議で少子化対策施策検証について質問した際に、「出生数が減少している中、現行の学校体制をこのまま継続するのか」と質問しました。町長は答弁で「地域の実情や児童生徒数の推移を見ながら、国が示す望ましい学級数など、総合的に判断し慎重に取り組んでいかなければならない」と答弁されました。その後、複数の議員が統廃合について質問をしておりますが、昨年前川小学校が統合されたわけでございます。現状を踏まえ、児童生徒数のことを思うと、計画を議論すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 7番神崎安弘議員の質問にお答えします。

「学校再編について計画を議論すべき」との質問でございます。

今年の2月下旬に、厚生労働省から令和3年における出生数の速報値が公表されました。これによれば、全国の出生数は前年度と比べて約3万人減少となり、国の予測を上回る速さで85万人を割り込んだとの内容でした。

一方、川崎町において、令和３年度に生まれた子供の数は27人で、初めて30人を割り込みました。

学校は読み書き計算といった学びの基礎・基本や学び方を習得する場であるとともに、複数の子供たちが出会い、ときには力を合わせ、ときには競い合い、ときには心のぶつかり合いを通して、健やかな心と体や社会性を育む場でもあります。そのためには、１つの学級に一定数以上の子供たちが在籍することが必要となります。

改めて今後３年から４年の町内出生数の推移を見守り、この状況が続くようであれば、町内小・中学校の学校再編・統合について青写真を示し、広く意見を募っていかなければならないと考えています。

具体的な児童生徒数の見込みなどについては、教育長に答弁させます。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） ７番神崎安弘議員の質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、これまで５つの小学校を再編・統合してきました。分校を加えますと、笹谷分校、腹帯分校、青根分校もこの中に分校として含めてございます。平成23年度には、４つの小学校における学びの最終年度でしたが、そのときの児童数は全校で461名、令和４年度は304名で35％の減、令和３年度に生まれた子供が小学１年生に入学する令和10年度は229名の予定であり、この20年弱で半減する見込みとなっています。

学校の再編・統合に向けた児童生徒数の基準は定められていませんが、小学校においては前川小学校の最終年度の児童数を目安に、少なくとも全校児童で20人台の在籍数、どの学年にも複数の仲間がいるといったことを念頭に再編・統合を検討していきたいと考えております。また、中学校においては、児童数減の影響が数年遅れて現れますが、令和４年度に２校合わせて171名いる生徒数が、令和16年度には100名になると見込んでいます。中学生は社会に巣立つ時期が間近であることから、複数人数での切磋琢磨が小学校以上に必要と考えています。生徒数の少ない富岡中学校は今後10年程度は全校生徒数が30人台前半から20人台後半で推移しますが、生徒数が減少することによる教育活動の影響や、課題を把握していきたいと考えています。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。神崎安弘君。

○７番（神崎安弘君） ただいま町長、それから教育長の答弁である程度方向性は見えているのかなと思いました。私の母校でもある支倉小学校が10年前に統合されまして、現在に至っております。地域から見れば、学校がなくなることは地域衰退にもつながりかねないということも懸念されるわけですから、反対の意見がそのときにも十分あったわけでございます。その辺は十分理

解しております。しかし、現況と出生数、そして子供たちのことを考えれば、方向性を示す時期と考えて今回質問したわけでございます。メリット、デメリット等々はあります。統廃合についても、文部科学省の見解もいろいろとあるわけでございます。その中で、やはりここで議論していかなければ、計画してこれからあと許認可等々、いろいろな手続もありますので、すぐに実施できるものでもございません。そんなことから、この点について、5年後、10年後を見据えた考え方、先送りせずに議論すべきと私は考えたわけでございます。もう一度その点について、町長の見解をご確認させていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 神崎議員の質問にお答えします。

神崎議員の母校、支倉小学校は10年前、私の母校、本砂金小学校も10年前に廃校となりました。私が議員のときに当時の教育長にやはり再編計画を早く立ててくださいと、これは避けて通れないのでというようなことで、議員として水上教育長さんに申し上げたことがございました。子供たち、人口減少なるべく少なく済むようにいろいろな政策を打っているのは事実なんですけれども、なかなかそれが子供たちの生まれてくる数につながっていないのが現実です。こういった中、神崎議員のおっしゃるように、次の5年後、10年後、少なくともまず5年後を見て、計画というか、こういった考えで町は進んで行かざるを得ないというのを、議会はもちろん、町民の皆さんに示して意見交換をする時期に入っているのかなと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 次に、災害に強いまちづくりのためについて質問願います。

○7番（神崎安弘君） 災害に強いまちづくりのためにということで、毎年全国各地で豪雨などによる土砂災害が発生し、尊い多くの人命、財産が奪われております。当町でも、警報発令に伴い、避難勧告指示など発せられています。また、異常気象によるゲリラ豪雨、線状降水帯発生など、予測が困難な事例が多く見受けられます。

一昨年、当町で開催されましたダムサミットでは、ダム建設の目的や、自治体の観光活用など、改めて理解を深めたところでございます。東日本大震災で原子力発電の安全性の見直しなどもあり、原子力に頼らない、再生可能エネルギー、太陽光等ということでの建設が進められてきております。

そこで、次の点について伺います。森林により保水力や激流緩和など、河川への流入が調整されていたと思いますが、開発により流入速度が速まり、災害発生に少なからず影響すると予測しますが、どのようにお考えなのか。

国土交通省釜房ダム管理所との話し合いなど、情報交換や調整を行っているのか、この2点につ

いてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 「災害に強いまちづくりのために」ということで、1点目の「森林による保水力や激流緩和など河川への流入が調整されていたと思うが、開発で流入速度が速まり、災害発生に少なからず影響すると予測するが、どのように考えているのか」との質問でございますが、神崎議員のご指摘のとおり、再生可能エネルギーの開発だけでなく、様々な森林伐採が災害を引き起こす恐れがあると認識しています。

そのため、災害を未然に防ぐことなどを目的として、森林法に基づく「保安林制度、すなわち水源涵養保安林」などを規定することで、立木の伐採や土地の形状、状況が変わることなどの変更などを規制します。また、「林地開発許可制度」、1ヘクタールを超える伐採の場合は知事の許可が必要、1ヘクタール未満の場合は町長に対し伐採届を提出することとなります。これらの法令などにより、無秩序な開発を規制し、災害などの発生を未然に防ぐような取組をすることとなっています。

さて、令和3年4月1日より施行している「川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」第8条では、事業着手の90日前までに届け出なければなりません。また、前に申しました「林地開発許可制度」の適用を受ける場合は、宮城県知事より許可を受けなければなりません。川崎町で開発を進めている事例では、申請から許可まで1年半かかっているようです。

なお、実務においては宮城県に対する「林地開発申請」をはじめ、各種法令で定めている申請などが許可された後、川崎町に対し届出を行っているようです。

引き続き、森林などの開発が住民の生活に及ぼす影響や、災害リスクを慎重に判断し、適切に指導・監督などを行ってまいります。

2点目の「国土交通省釜房ダム管理所と情報交換などを行っているのか」との質問でございますが、土砂災害などの問題で管理所の所長とは意見交換はしておりません。私は東北ダム事業促進連絡協議会の役員として、年2回、7月と11月に東京で国交省の水管理保全局の方々とこういった問題については意見交換をしたり、国交省や財務省にその裏付けの予算要望を行っております。ダム管理所とはダムの観光や新しい利活用のことなどで特に意見交換しておりますが、今回の神崎議員の質問を機に、そういった土砂災害の問題についても深く入っていかなければならないと思います。

○議長（眞壁範幸君） 神崎安弘君。

○7番（神崎安弘君） ただいまの2点目の答弁の中で、この災害についてのダム管理所との話し合いは改めてしていないというような答弁でございました。いろいろと予算とかそういった部分でのことということで今聞いたわけなんですけど、ただ、以前に私ダムの下流に小学校もありますし、碁石という集落もあります。そういったことで、もしダムに何か起きた場合のことで質問した経過が、六、七年前になると思うんですが、そういった経過もありました。そのときの町長答弁では、ダム管理所と話し合いをやっぱり持つていくということで、そういった答弁をいただいております。私の記憶なんですけど、そういうことから考えると、その話というのは定期的にやるということだったんですが、してないのかどうか。やはり、ダムそもそもの安全性とかそういったものは問題はないのかなと今のところ思います。ただ、人間がつくったものでございますので、人工的につくられたものですから、下流域に集落、そういったところがあるということを念頭に、やはり定期的にその辺の話はしていくべきではないかと思っておりますが、その辺についてもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 神崎議員の質問にお答えします。

その件につきましては、その議会の後にダムの所長さんと意見交換をさせていただきました。

そのとき、ダムの所長さんはそういった面は心配なさらなくて結構だと。ただ、ダムが一番抱えているのはやはり雨がいっぱい降ったときにどのぐらい放流するか、これがとてもデリケートな問題なので、そのことを我々はしっかりと管理していかなければならないということで、大雨や台風のたびに所長さんが来て、今回はこういった状況でこのぐらい放流しましたという報告や、こういったことがありましたという相談はございます。ダムの例えば、表現は雑かもしれませんが、崩壊であるとか、そういったことは心配なさらなくて結構だと。一番は放流のことについて今一番注目も集まっているし難しくなっていると。近年では、ゲリラ豪雨により、昔以上に急に水量がダムに入りますので、その対応が昔以上に難しくなっています。茂庭あたりが一番危ないんですけども、そういったところでとてもデリケートになっているという話でした。

いずれにしても、ダム自体につきましては、放流でありますとか、さっき申し上げた観光のことや利活用のこと、地域に溶け込んだ活動をするということがダム管理所では一番になっているようなので、改めて今回神崎議員の意見を大切にして、そういった問題についても改めて入っていきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 神崎安弘君。

○7番（神崎安弘君） 通告の中に再生可能エネルギーということで、太陽光発電などというこ

とで述べております。その中で、ここ何日かの間に、関西電力による風力発電の計画がマスコミを通じて発表されたわけでございます。突然の計画発表で町民は動揺していると私は当然思います。私自身もそうでございます。風力発電は太陽光発電と違い、風さえあればある程度発電力が得られると。夜昼関係なく、そういったことで、建設費も他の発電力の施設よりも安価であるとホームページなどに掲載されているわけでございます。

しかし、その反面、羽が回転するときの騒音や低周波発生により、周辺に障害があるということも述べられております。台風などの強風による破損、それから落雷など様々な課題もあるようでございます。ましてや、建設のための道路など、開発による土砂災害も私は懸念されるのかなと思うわけでございます。

それから、やはり川崎は野生動物、クマ、イノシシ、サルなどの生態系の移動の変化等々もちょっと心配されるわけでございます。

そんな点で先ほど答弁にありましたが、昨年の４月に施行されました条例、それから規則等々を基にきちんと判断し、災害に強いまちづくりを行うべきと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 風力発電の計画については、今年の３月１日に議会の皆さんにも、今のところの情報だけはお伝えしたところでございます。そういった中で、その後新聞やテレビにも取り上げられているところでございます。

今、この問題について、関西電力との説明会のことなどは、この後担当課長から説明をさせますが、先ほど申し述べたダムとの関係の、町長として東京に行って、まず水源林の保全でありますとか、防災対策の推進、それから水源地域における持続可能な開発というものを３本柱で国交省や財務省に要望しているところでございます。

そういった中で、地域がここで生き残っていくためにはどのように対応したらいいのか。そういった開発と地域に住む者がどうやって共存していくか、それをみんなで考えて進めていかなければなりません。もちろん、我々がつくった条例を基にしっかりと対応していかなければならないと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（滝口 忍君） ７番神崎安弘議員に回答を申し上げます。

現在、関西電力と調整しております住民説明会は６月中に開催できるようにということで調整してございます。近々に日時も固まるような状況になってございますことを報告いたします。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） これで神崎安弘君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第2号、1番佐藤清隆君。

【1番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 中学生の部活動の在り方、について質問願います。

○1番（佐藤清隆君） 1番佐藤清隆でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

中学生の部活動の在り方について、質問させていただきます。

中学校の学習指導要綱では、部活動は学校教育の一環であるものの、教育課程の外に位置づけられています。子供が自主的・自発的に参加することによって、学習意欲の向上や、責任感、連帯感を育てることにつながるとされております。

先月、県南地区の女子ソフトボール大会をお手伝いさせていただく機会がありました。そこでは、少子化の影響で部員不足により、合同チームとして参加しているチームや、また、入学間もない1年生が入部したことで参加できたチームもありました。学年により、体格の差や、技術の差などがありましたが、先生の指導が行き届いたどの学校の子供たちも礼儀正しく、仲間と協力し、声を出し、道具を大事に扱うなど、随所にスポーツマンシップを発揮されており、一生懸命に試合に取り組む姿は見ていて気持ちがいいものでした。勝った、負けただけではなく、これこそが中学校の部活動のあるべき姿ではないかと考えさせられました。この、部活動の在り方について、現在大きく変わろうとしています。生徒数の減少から、多くの部で部員不足となり、特に団体競技出場が困難となる中、また、地域や民間スポーツクラブでの活動、従来指導に当たってきた教員の働き方改革などもあり、文部科学省では令和5年度、来年以降、「休日の部活動を段階的に地域に移行していく」と、方向性を打ち出しております。ニュース、報道でも連日のように取り上げられ、改革が急務であると言えます。

そこで、次の点について、教育長にお伺いします。現在の部活動の状況についてお伺いします。

2点目、地域移行に向けた今後の取組と課題は。

この2点についてお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

【教育長 相原稔彦君 登壇】

○教育長（相原稔彦君） 1 番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

1 点目の「現在の部活動の状況は」との質問であります。現在の中学校の部活動状況は川崎中学校では生徒数の減少により、教員定数が減ることから、部活動数の見直しを行っています。その方法として、小学 6 年生を対象に、入部についての意向を調査し、その結果を踏まえ希望の少ない一部の部活動で新入生の募集を停止し、現在の二、三年生が活動を終えた時点で部の存続を取りやめるという形を取っています。また、部活動への加入については、学校外で行われている様々なクラブチームに参加する生徒もいることから、任意参加としています。

一方、富岡中学校では、団体種目のチーム編成が難しい状況にあり、令和 3 年度から女子バスケットボール部の募集を停止し、個人種目として大会への参加が可能な卓球部を設けています。また、部活動への参加については全員加入としています。

さらに、両校に共通することとして、部員数の不足により、団体種目のチーム編成が 1 校だけでは行えないという現状に直面しており、複数の学校による合同チームを編成して大会に臨んでいます。5 月末に開催された柴田郡中学校総合体育大会では、川崎中学校と富岡中学校の野球部、川崎中学校と船迫中学校のサッカー部が合同チームを編成しています。

また、平成 30 年 3 月に県教育委員会から示された「部活動での指導ガイドライン」では、土曜か日曜のいずれかを休養日とするとともに、平日も少なくとも 1 日は休養日とし、週当たり 2 日以上以上の休養日を設けることとされており、このガイドラインに沿って部活動を実施しています。

2 点目の「地域移行に向けた今後の取組と課題」につきましては、課題からお答えします。

国は休日の部活動の段階的移行に関する具体的な方策の中で、「休日の部活動における生徒の指導や大会の引率について、学校の職務として教師が担うのではなく、地域の活動として地域人材が担うこと」と示しています。このことを踏まえると、何より指導に当たる人材の確保が最大の課題であると捉えています。また、指導者に対する謝金などの費用負担、活動の際に事故が発生した場合の責任の所在、継続的な指導に当たる人材の育成、また、このような地域部活動の運営主体をどのように組織化するなどの課題が考えられます。

今後の取組として、県教育委員会による「運動部活動地域移行情報交換会」が 7 月上旬に開催されますので、このような説明会に参加し、まずは実施に向けた最新情報を収集していきたいと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○1 番（佐藤清隆君） ただいまの答弁で、今後県の教育委員会が開催する情報交換会に参加し、情報収集しながら、先ほど申しいただきました課題に対して取り組んでいくというお答えでし

た。その中でも、外部の人材を確保するのが大変困難であるというお話がありました。私もこの点については大変重要な点ではないかなと思っております。確保する前の話になりますが、今まで教員が部活動を指導していたことについては、子供たちや保護者の方が安心感や信頼関係があって指導を受けていたわけです。外部から来た人がどんな人なのか、知らない方から指導を仰ぐということは、相互に信頼関係の構築がまずは必要になってくると思われます。この点、どうお考えになっているかお答え願います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） ただいまの佐藤清隆議員の質問にお答えいたします。

まさしく、指導者との信頼関係があって厳しい練習だったり、あるいは高い志を持った大会の参加、そういうものも醸成されてくるんだろなと思います。これまで、私も中学校において部活動を指導してきた中で、外部から指導者が入ったときに、何を目的としてどのように子供たちを育てていくのか。それを保護者や子供たちを含めて十分に話し合っていないと、最初は大会で勝ち上がって県大会に向かおう、そういう思いでいたものがやがて勝利至上主義になってしまって、一部の子供たちだけが部活に参加し、少し楽しみながら部活動をやりたいという子供たちが部活動を離れていったというような苦い経験もございます。そういうことも踏まえながら、外部から指導者が入るときには、何を目的に何を目指してどこを頑張るのか。そういうところを大事に詰めて、子供たちも、保護者も、地域も、指導者も、そして支援する側の行政も、同じ気持ちで取り組む、そういう人材の確保、あるいは組織づくりというのはやらなければならないと、全く同感でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） ただいま教育長から答弁がありました、まさに私も今お話がありました勝利至上主義に走っていくんじゃないかという心配をしております。外部の指導者や民間の地域、スポーツクラブに指導していただくことはメリットがあります。技術力の向上、安全の確保といった点からも私は賛成であります。しかし、先ほど答弁があったとおり、競技を行っていく上では結果がついて回ります。勝利至上主義になっていくおそれがあるのも、教育長からの答弁からもありました。全ての子供が全国大会や競技を極めようと参加しているわけではありません。競技そのものから子供を遠ざけてしまう恐れがある、この点は大変危惧されるところであります。行き過ぎた指導があった場合など、行政機関としての管理、監督、指導の体制をきちんと整えておく必要があると思います。この件について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 国の検討会議が昨年10月から始まりまして、今年の5月末までの間に8回検討会議が行われております。そして6月6日にスポーツ庁に対して有識者から提言が出されて、その提言の中にもまさに、今佐藤清隆議員がおっしゃったことが網羅されておりました。外部指導者になってしまうと、学校からの手が離れてしまう。あるいは行政からも手が離れてしまう。仮にその指導に対して、本来的でないものがあつたときに、誰が歯止めをかけるのか。まさに、課題の1つであると述べられておりましたので、私ども、これから時間をかけて組織づくりをしていくときに、ひとつ大事な要素として念頭にしなければならないものと考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） 今回のこの改革は、教員の働き方改革、負担軽減も含まれております。こちらについても早急に対応が必要と感じておりますが、既に現場レベルで工夫して部活動を取り組まれていることがありましたら、教えていただければと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 佐藤清隆議員の質問にお答えいたします。

学校での工夫ということでございますが、教員の勤務時間をまずお話ししますと、朝8時15分から夕方4時45分まで7時間45分が教員の毎日の勤務でございます。役場ですと8時30分から5時15分。あら30分も早いのかということがありますけれども、朝15分早く、昼休みは45分と15分短いので4時45分で勤務時間が終わるとというのが教員の日程ですが、4月、5月、日の長い時間の部活動の指導時間帯を見ますと、川崎中学校で6時に子供たちを下校させる。富岡中学校は6時半に子供たちを下校させる。そして、当然日が短くなってくれば、その下校時間も早まりまして、一番日の短い冬の時期で5時の下校となっております。当然のことながら、6時過ぎまで子供たちを指導して、その後帰して、職員室に戻って仕事という、7時くらいから仕事が始まるというのが教師の生活でございます。そして、8時、9時まで残ってということでございますが、現在、川崎中学校で働き方改革の一環ということで、5月になりましてから、本来6時間授業で4時に子供たちの学びが一切終わるのを、5時間授業、1時間早めまして3時に全ての学びが終わって、3時から部活動を開始、5時には終了。1日の活動をガイドラインで示されている2時間と区切って、5時には終了してその後帰すと。その後教員が子供たちの下校を確認した後仕事に入るということで、活動時間を確保しながら勤務時間を1時間短くなるような工夫をしております。ただし、子供たちの授業時数が不足してきますので、これを夏休みに入っ後、7月の下旬に午前中授業を行って、午後からは三者面談ということで日替わりで子供たちを残して、

親御さんにも来ていただいて、子供の生活の様子を伝えるというのを例年行っていましたので、その時期の午前中に授業を行って、5時間授業にした時数の確保をしていると、そういう工夫を行ってございます。今これを試行的に行おうということで、効果が十分出てくれば富岡中学校に来年度もぜひ実践したいと考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） ただいま答弁いただきました働き方改革、負担軽減については、現場レベルで早急に対応していただいて、実践されているということで大変安心しました。

最後の質問になります。町長に最後お伺いさせてください。

中学校の部活動での経験は、責任感や連帯感など、スポーツマンシップを育み、健康な体づくりの基礎ともなります。また、社会に出た際にスポーツを通してコミュニケーションが図られ、仲間づくりにも生かされることにもなります。改革は待ったなしですが、当町の実情を十分に考慮し、保護者の理解と協力をいただきながら、一番は子供たちが戸惑うことなく移行することが重要と私は思っております。先般、学力テストについて質問させていただきました。この改革が部活動の部分でも地域格差と言われないように進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤清隆議員の質問にお答えします。

そういった学力も、部活動もやはり昔から文武両道と言われますが、どちらの面もみんなで鍛えていける、みんなで成長していける、それはとても大切なことなので、やはりほかの町に負けないように、うちの町でもしっかり授業の中でも、授業が終わっても、特に文化活動なんかでも、先生でない人が指導してくださることに不安もありますけれども、また別の面で期待できることもありますから、しっかりと教育長が中心となって、先生と地域の人と父兄が協力し合って子供たちを育てていけるように努力していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで、佐藤清隆君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時とします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番生駒純一君より、所用のため以後の会議を欠席する旨届出があります。

通告第3号、3番佐藤昭光君。

【3番 佐藤昭光君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、河床路改修その後について質問願います。

○3番（佐藤昭光君） 3番佐藤昭光でございます。許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、河床路改修その後について。

令和3年6月会議で名取川上流にある松葉森山地内の一級河川の前川を横断する河床路が老朽化して危険な状態にあると質問しました。その後、改修に動き出したということでございます。

現地を視察しました。今年4月末に改修工事の準備に入り、5月に入って本格化したように見えます。今後の改修計画、完成予定をお伺いします。

第2点、県との協議で町が測量費を負担し、県が工事をするとなりました。完成後の管理は町が行うのかどうかお伺いします。これまで利用していた関係者の通行はどうするのかについてお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 3番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

1点目の「今後の改修計画、完成予定は」についてであります。河床路下流側における洗堀防止対策の実施に係る現地測量の成果を河川管理者である宮城県へ昨年11月末に提供しております。宮城県ではこの測量結果を基に対策の検討、設計、工事請負者の調整、地権者との借地交渉を行うなど、必要な準備を経て、3月末に工事測量に着手し、佐藤議員質問のとおり、工事が進められております。

現在は6月末までの期間において、工事用道路と下流側の土砂止め施設を施工中です。河川内での玉石による河床の整地工は、出水期、川の水が増える6月から10月までの期間以外であるということです。着工は11月からの計画となっており、来年3月末までの完成を目指しております。

2点目の「完成後の管理は町が行うのか、これまで利用してきた関係者などの通行はどうするのか」につきましては、河床路は年月の経過とともに下流側に段差が生じ、河床路の基礎部分が河川の流水によって現れてくるなど、不安定で危険な状況にありました。これらを背景といたしまして、事故を未然に防止する必要性が生じてまいりましたので、平成27年から通行できないよ

うに対策を講じているところであります。

今回の対策の後は、河床路ではなく、河床の安定を図る河川構造物として河川管理者である宮城県が管理を行うことになります。また、このたびの対策をしても通行でき得る施設への改修は困難でありますことから、今後も通行することはできません。ご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 通行止めになる前は向かい側に土地を持っている方が、畑を持っているですね、通行なさっていたと。以前、私も軽トラックかなんかで通った記憶があるんですが、その頃は段差がそんなになくて、落ちても1メートルぐらいかなという状況だったのが、この前の話だと六、七メートル、私が見た感じでは10メートルぐらい掘削されちゃったのかなと。落ちれば死ぬなと思って見てまいりました。地元の人からもどうしてくれるんだと言われて、質問して、その結果かどうか分かりませんが、町と県が話し合いをして改修するということになったのは大変喜ばしいことだなと思っていました。その後、着工していないじゃないかというのは3月、4月頃話がありまして、現地を見に行きましたら、道路をちょっとならしてた人がいたんで、作業中で声はかけなかったんですが、恐らくこれで始まったなと思っていたら、実際それが着工だったような気がします。というわけで、県、3年度内には何もしていなかったのは間違いのないんで、そのわけ、3年度内に何でできなかったのかと。できなかったのであれば、県は4年度に繰り越したのかなということで、細かいことですがちょっとお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡君） 佐藤昭光議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたが、町で実施した測量成果を11月末に河川管理者へ提供いたしまして、そこから具体的な設計、それと請負者の選定作業、そして借地の交渉と、どうしても時間がかかります。それで、3月末に工事を発注して、現在は議員ご承知のとおり、現場に重機も入りまして、コンクリート構造物の準備も施工中でございます。ご理解をお願いいたします。

なお、予算の状況についてですが、仮設道路と土砂止め施設、下流側の帯工という土砂止め施設を今施工しておりますが、そちらは令和3年度予算を令和4年度に繰越しして実施しています。先ほど11月以降に玉石を用いた河床の整備工を行うというお話でございますが、こちらは令和4年度の予算で対応しているということを伺っております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） この河床路の件につきましては、何年か前も柴田郡選出の2人の県会議員さんにも見てもらって、県に対していろいろ働きかけたんですけども、なかなかいい方法が見つからないところでした。そこを去年佐藤議員さんに議会で質問いただき、こういつたことで改めて何とかならないかということで話が進んで、ただ、測量は町でやってくれということで、議会にも説明して、測量の予算を認めてもらいつつ、こうやって進んできたものですから、改めて佐藤議員に感謝するとともに、議会の皆さんのご理解を賜っているところでございます。これからもどのようにしていったらいいのか、しっかりと対応していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 6月議会で、公式回答としては河床路を改修または撤去するために活用できる補助事業がない現状ということで、今は考えていないという回答だったと思いますが、それで県の担当課に参りまして、話をしましたら、県のほうはどうもやりたがっているなという手応えでした。それで考えが変わったきっかけというのはどういうことだったのか。県から、俺たちやりたいんだというようなことがあったのかどうか。それによって考えが変わったのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡君） 佐藤昭光議員のご質問にお答えします。

先ほど町長も申し上げておりますが、河床路の今後の在り方も含めまして、河川管理者の県と協議を重ねてまいりました。それで、今回の方針が決定されてまいりました。具体的には河川管理の一環として、河川管理者である県に対策を講じていただく計画に至ったものでございます。町に取りましては、補助事業がないということは現状も変わらないのですが、このような財源を活用することができない状況の中で、最もよい方向に落ち着いたものと認識しているところでございます。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） なかなかどうやったらいいかというのは難しい状態で続いてきたというのはよく分かるんです。県が動いたのはなぜかということ、台風で被害を受けて工事中だったので、恐らくそのお金の余剰分は必ずあるはずだから、それで考えるんじゃないかなということで、働きかけをしたと。私にとってはそれがきっかけだったなと思っています。河床路が大分古い話だと思いますが、私10年前ぐらいは大丈夫な河床路だった気がするんですが、町として、改修しなかったら危険があると認識し始めたのはいつ頃なのか。どういう認識だったのかをお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私が町長に就任したのは11年前ですから、その頃もう既にかなり危ない状態でありました。ですから歴代の町長さんも、その認識はあったと思います。ただ、なかなか働きかけをしても具体的に進んでいかなかったということで、課題であったんだと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 今申し上げましたとおり、私が町長に就任した頃もかなり危ないなと思っていたので、前の町長さんもそう思っていると思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 今、町長がおっしゃったように私も似たような認識だったんですが、その後地元の方と話をしていたら、今の状況をそのままにしていたら決壊する可能性があるし、そうなった場合に河床路の上流側と下流側では被害の様相というのは違ってくるよとを言われました。もしもの話ですけれども、今の状態で決壊した場合にどういう被害が考えられるのか、どういう認識をしていたのかということを今聞きたかったので、もう一度回答をお願いします。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡君） 佐藤昭光議員の質問にお答えします。

河床路の下流側、ご承知のとおり6メートルから8メートルほどの段差が生じております。河川の水が増水しまして、仮にですが施設が転倒、または施設の下側を吸い出しを受けて土砂がぐり抜けるような被害を受ければ、上流側の河床が低下するというようなことにつながるものと想定してございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 次に、コロナ禍の町民支援について質問願います。

○3番（佐藤昭光君） コロナ禍の町民支援ということで、しつこいようですが何度も質問することになります。

隣国の北朝鮮で爆発的なコロナ感染発症しました。完封するというような国の方針が一举に破られたわけで、その後は収束状態だということを言っていますが、中身は恐らく北朝鮮政府しか分かっていないのかなと思います。川崎町自体でも毎日のように感染情報が寄せられて、事務局から何人との報告をいただいております。最近、以前よりかなり出るような状況で心配されております。それで、川崎町の感染者の総計、以前質問したときは100人超したというような質問をしましたが、その後何人なのか。そして今後見通しはどうか、が第1点。

第2点として、コロナウイルスというのはもう人類発生前からあったと思うんですが、それが様々に変異しながら人間にまわりついてきた生物でもない、何かとんでもないものらしいんですが、ですから人類がある限りはこのコロナというのは存在するんだと思います。それで、今現在かなり激しくなったので、対応に追われたというのが世界的な状況だと思います。川崎町民も打撃を受け、生活にあえぐ人たちもおられます。私自身にも、いつどういう支援がもらえるんだと問合せがあるのが実情です。さらなる支援、どう考えているのか。

それから、第3点。コロナ感染症をストップさせるための町の対応について、なかなか回答は難しいと思いますがよろしく願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 「コロナ禍の町民支援」について。

1点目の「町の感染者総計は何人か。今後の見通しは」との質問でございますが、5月末時点における川崎町の感染者数の累計は207人であります。そのうち今年に入ってから感染者は156人で、直近の3か月では3月が37人、4月が24人、5月が47人で推移しています。

次に、今後の見通しですが、「宮城県においては4月から5月の大型連休の移動を起因とした感染拡大は見られなかった、一方で、変異株の置き換えによって下げ止まりの状況は続いていることから、しばらくは大きな変化はないのではないか」との専門家の分析もあり、流行の収束はまだ見通せない状況であると捉えております。

2点目の「打撃を受け、生活苦にあえぐ町民の実情をどう見ているのか、さらなる支援策を具体的にどう考えているのか」につきましては、この2年以上にわたるコロナ禍によって、飲食業や観光業、中小企業など、多岐にわたる産業の低迷、停滞によって、そのなりわい業者や被雇用者の経済的疲弊は過去の大規模災害をも超える事態と感じています。また、日常を制限され、窮屈な生活を余儀なくされたことにより、心身的・社会的にも大きなダメージをもたらしています。いち早く平常に近い生活を取り戻したいと誰もが感じているはずです。

そのためにも、まずは、引き続きワクチン追加接種の体制確保、生活困窮者への新たな給付金などの迅速な送金をはじめ、様々な相談ごとに対する丁寧かつ親身に対応することや、可能な限り各種交流事業の再開を図ってまいります。また、新たなコロナ交付金事業についても、議員各位と相談しながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3点目の「コロナ感染症をストップさせる町の対応手段は」との質問ですが、2点目の質問の中で佐藤昭光議員ご自身が述べられているように、変異を続けるコロナウイルスとの戦いは人類永遠の課題であります。これまで2年以上もの間、ウイルスとの戦いは続いており、容易に「ス

トップ」させることはできないのではないかと考えております。

現時点でできることは、これまで同様、適切な感染予防行動を啓蒙しながら、「ワクチン接種」を積極的に推奨していく必要があります。ワクチンには感染そのものを防ぐ効果、感染した際の重症化を防ぐ効果があり、接種を受けた方はどの年齢層であっても大幅に感染が少なくなっているというデータがあります。また、ワクチン接種は自分を守り、家族や友人を守ることにつながります。

以上のことから、今後本格化する「4回目ワクチン接種」を加速化させ、1人でも多くの方に接種してもらえるように、接種体制の確保と対象者への周知などを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） ワクチン接種の状況や支援の仕方とか見てますと、町民に寄り添って一生懸命やっているなということがうかがえて、担当の方たち中心に敬意を表したいと思います。今後も大いに頑張ってもらいたいのですが、それでよしというわけにもいきませんので、これからはいろいろ注文させていただければと思います。健康問題、コロナ禍による物価高騰。物価高騰はこれからもますます痛手が被ることになると思います。今朝の新聞で仙台市がデジタルスタンプラリーというのを秋にやると。疲弊している商店街に活を入れたということが新聞に載っていました。デジタル時代にちょっとふさわしいやり方だなと感心した次第です。というような発想をして町民に安心と元気を出していただくという施策ですね。国と県とかの施策はやって、ほかの町村と横並び的なことをやるのは、それだけでも大変だというのはよく分かりますが、それを頑張ってもらった上に、川崎町はこんな独自の対策をやって元気づけているんですよというようなものがぜひ欲しいなと考えております。町として、町独自のみんなが喜ぶような支援をどう考えているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤議員さんの質問にお答えします。

これまで、令和2年、3年と2年間でいつも申し上げますが、合計5億7,000万円のコロナ対策の予算を組んで、様々な政策をとってまいりました。万全でないことは分かっておりますが、これまで国からいただいた交付金を元に様々な政策を、どこの市町村でもやっておりますが、例えば、仙台市民の1人当たり、それぞれの町の町民1人当たりに換算しますと、川崎町については1人当たり6万5,000円のコロナ対策を講じております。仙台市は1人1万3,000円です。仙台

市の約5倍の金額をコロナ対策で投じております。柴田町の2倍です。柴田町は1人に換算しますと2万1,000円であります。蔵王と村田は4万4,000円。ですから、川崎町のコロナ対策、ほかの町から比べて1人当たりになりますととんでもなく大きな金額を投入しているということです。

まずは、議員の皆さんにも職員の皆さんにもそのことを町民の皆さんにお伝えして、政策を我々と議員の皆さんとともに取っているんだということをお伝え願わなければなりません。

そういった中で今年も1億5,000万円のコロナ対策を投じているわけであります。町民1人当たり7,000円の商品券をお配りしたり、宿泊クーポンや事業継続の支援金など、1億5,000万円をまた今年度投入しているということでございます。

そういった具体的な数字を考えていながら、さらに我々は何ができるのかを、議員の皆さんとともに考えていかなければなりません。この数字というものは、ある意味客観的なものでございますから、何度も申し上げますが、仙台市の約5倍、柴田町の2倍、蔵王や村田から比べても1人当たり2万円大きい金額のコロナ対策の予算を投じているということ、それでは万全ではないということは分かっているんだけど、そういったことを踏まえながら、今年は1億5,000万円を投入しているということ。そして、これからも必要とあれば、皆さんと意見交換して、次なる政策を取っていくというところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 1人当たりの金額は大変多いということで、私も初めて知りました。参考になりました。それであれば、この支援とかの使ったお金の効果、その検証というのはやっているのかどうか。やろうとしているのかどうか、それをお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） それがやはり、毎年の9月議会であつたり、1年の行政の施策の効果や疑問や、これから何をするか。それをやっぱり9月議会で、また、毎回の議会で皆さんから頂戴すべきものであつて、我々も検証していきますが、それ以上に議員の皆さんに検証していただき、意見をいただかなければならないというところであります。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですか。これで佐藤昭光君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
